

VII. 子ども・若者支援課

1-1 子ども・若者支援

1-1-1 子ども・若者支援センター運営

子ども・若者及びその家庭に対する支援を総合的に実施し、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整備するため、令和3年11月に「子ども・若者支援センター」を開設した。

子ども・若者支援センターでは、子ども・若者及びその家庭からの相談に対する助言及び支援並びに子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関するを行っている。

また、センター内に児童相談所を設置するとともに、子ども家庭支援センター機能の一部を担っている。

根拠法規 子ども・若者育成支援推進法

中野区子ども・若者支援センター条例

子供家庭支援センター事業実施要綱（都）

中野区子ども・若者支援センター処務規程

1-1-2 総合相談

18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、助言・支援を行うとともに、各種の情報やサービスの提供により子育て世帯に対する総合的な支援を行う。令和7年度より子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する「利用者支援事業」に位置付けるとともに、令和8年度からは家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもに対し、子ども・若者育成支援推進法第15条第1項各号に定める支援を行う「ヤングケアラー支援事業」における「ヤングケアラー・コーディネーター」の機能を内包することとした。

総合相談事業実績 相談件数

年度	件数
令和7年度	126

※事業実績の算定方法は、利用者支援事業の開始に伴い、令和6年度までの「新規相談件数」として算定から、令和7年度より「相談件数」に変更している。

旧算定方法による事業実績は以下のとおり

年度	件数
令和5年度	120
令和6年度	76

事業開始 令和3年11月

根拠法規 子ども・子育て支援法

子ども・若者育成支援推進法

子供家庭支援センター事業実施要綱（都）

中野区子ども・若者支援センター処務規程

1-1-3 児童福祉推進

令和4年度から区が児童相談所設置市に移行したことに伴い、各種補助事業を実施している。

○未成年後見人支援事業

未成年後見人が被後見人から受け取るべき報酬額、未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償責任保険に係る保険料の全部又は一部を補助する事業

1 対象者 次に掲げる要件を全て満たす未成年後見人

- (1) 中野区児童相談所長による選任請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人等であること
- (2) 被後見人の保有する預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が1,700万円未満であること
- (3) 被後見人の親族以外の者であること

2 補助金額

(1) 報酬補助事業

家庭裁判所が決定した報酬の額を基準とし、未成年後見人1人につき、被後見人1人当たり月額20,000円を上限とする額

(2) 保険料補助事業

未成年後見人の損害賠償責任保険 1人当たり年額5,210円を上限とする。

被後見人の損害保険 1人当たり年額7,680円を上限とする。

事業開始 令和4年4月

根拠法規 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（国）

中野区未成年後見人支援事業実施要綱

○養親希望者手数料負担軽減事業

養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の全部又は一部を助成する事業

- 1 対象者 民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、当該民間あっせん機関に対して手数料を支払った養親希望者
- 2 助成金額 養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の額の実支出額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は600,000円のいずれか低い額

事業開始 令和4年4月

根拠法規 養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱（国）

中野区養親希望者手数料助成金交付要綱

○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修等を実施する者に対して補助金を交付する事業

1 補助対象事業

入所児童等の生活環境改善事業

次のア又はイに該当する事業

ア 児童養護施設及び乳児院において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品購入を行う事業

イ 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全確保のために必要な備品の購入及び更新

並びにフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新及び改修を行う事業

2 補助限度額

入所児童等の生活環境改善事業

児童養護施設等 1施設あたり 800 万円、里親 1里親あたり 100 万円

事業開始 令和4年4月

根拠法規 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱（国）

中野区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱

○児童養護施設等における業務負担軽減のためのＩＣＴ化推進事業

児童養護施設等におけるＩＣＴ化を推進し、業務におけるタブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図り、児童虐待防止対策及び社会的養育の一層の推進を図る者に対して補助金を交付する事業

1 補助対象事業

次のア又はイに該当する事業

ア 児童養護施設等職員の業務において負担となっている書類作成等の業務について、負担軽減を図るためのＰＣ・タブレット・スマホの購入事業

イ 児童養護施設等の人材確保のため、求職者への訴求力の高いホームページ等コンテンツ作成を委託する事業

2 補助限度額

児童養護施設等 1施設あたり 100 万円

事業実績

年度	令和6年度	令和7年度
施設	聖オディリアホーム乳児院	聖オディリアホーム乳児院
金額	470 千円	750 千円

事業開始 令和7年1月

根拠法規 児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱（国）

中野区児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱

○児童福祉施設等整備費補助事業

児童福祉法第56条の2の規定に基づき、児童養護施設等入所児の処遇向上を図るための児童養護施設等の整備に要する費用について補助金を交付する事業

1 補助対象事業

社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の創設、増築、改築、大規模修繕、拡張のための工事等の事業

2 補助限度額

補助対象事業の区分（創設、増築、改築、大規模修繕、拡張）により異なる。

事業実績

年度	令和6年度	令和7年度
施設	聖オディリアホーム乳児院	実績なし
内容	冷暖房設備改修工事	—
金額	22,374 千円	—

事業開始 令和6年1月

根拠法規 児童福祉法

中野区児童福祉施設整備費補助金交付要綱

1-1-4 若者支援

○若者相談

義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに対して困難を抱えている者及びその家族に対し、他人や社会との関係が再構築できるよう、助言・支援を行う。

若者相談事業実績 新規相談件数

年度	件数
令和5年度	85
令和6年度	88
令和7年度	79

事業開始 令和3年11月

根拠法規 子ども・若者育成支援推進法

地域における若者支援コーディネート事業実施要綱（国）

中野区若者支援事業実施要綱

○若者フリースペース

義務教育終了後から39歳までの若者を対象に、中野区子ども・若者支援センター4階の多目的室を「若者フリースペース」とし、気軽に来所できる安全・安心な空間を提供するとともに、プログラム等の実施により、社会参加等自立へ向けた支援を行う。

若者フリースペース利用者数

年度	延利用者数（人）
令和5年度	1,268
令和6年度	1,320
令和7年度	1,311

事業開始 令和3年11月

根拠法規 子ども・若者育成支援推進法

地域における若者支援コーディネート事業実施要綱（国）

中野区若者支援事業実施要綱

○若者会議

区内在住・在学・在勤の大学生から社会人年代（おおむね 18 歳から 39 歳まで）を対象とし、若者ならではの視点を区政や地域に生かすとともに、若者と地域のつながりを構築していくための事業である。ワークショップ形式で議論を重ね、実際に地域での活動・アクションを通じて得た経験を踏まえ、区に政策提言を行う。最終的な政策提言の内容については、区HPやSNSを通じて公開している。

若者会議活動実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数（発表会を含む。）（回）	7	7	7
参加者数（人）	20	25	14
参加者数（延人数）（人）	97	117	90

事業開始 令和4年度

1-1-5 社会的養護経験者の支援

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、自立や居住、医療に関する各種助成等を行うことにより、将来の自立に結びつけられるよう支援する。

1 対象者

義務教育終了後から 29 歳までの者で、以下の者を対象とする。

- ア 中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等を退所した者
- イ 中野区内の児童養護施設等を退所した者
- ウ 児童養護施設等を退所した区内在住者
- エ その他上記に準じる者

2 内容

（１）社会的養護自立支援事業（対象者：ア、イ、ウ、エ）

支援計画の作成、生活補助支援、学び・交流支援

（２）自立支度費助成事業（対象者：ア、イ）

社会的養護経験者が、児童養護施設等を退所し、自立するために必要な経費等を補うため、単身生活者へ 20 万円を上限に助成を行う。

（３）居住支援事業

① 居住連携事業（対象者：ア、イ、ウ、エ）

居住に関する相談、斡旋、契約締結の補助を行うため、連携協定を締結した居住支援法人と連携支援を実施する。

② 居住費助成事業（対象者：ア、イ）

安定した住環境のもとで就学を継続できるよう、大学等に進学する学生を対象に、家賃相当額の半額（月額 3 万円上限）を最長 5 年間支給する。また、心理的な問題などで通学が困難になった大学等の進学者には、家賃相当額（月額 6 万円上限）を最長 1 年間支給する。

（４）医療支援事業

① 医療連携事業（対象者：ア、イ、ウ、エ）

連携協定を締結している虐待対応を専門とする医療機関と円滑に受診できるよう支援体制を整備する。

② 医療費助成事業（対象者：ア、イ、ウ）

過去の被虐待経験などによるトラウマや心理的課題に向き合い、安定した自立生活を営むために、年間12万円を上限に医療費及び交通費を支給する。

社会的養護自立支援拠点事業実績

事業内容		令和6年度 (9月～3月)	令和7年度
社会的養護自立 支援事業【委託】	支援計画の作成	13人	28人
	生活補助支援	11人	26人
	学び・交流支援	4人	6人
自立支度費助成事業		2人	7人
居住支援事業	居住費助成(令和7年度～)	—	2人
	居住連携支援	1人	2人
医療支援事業	医療費助成	0人	1人
	医療連携支援	0人	0人
計		31人	72人

事業開始 令和6年9月

根拠法規 児童福祉法

社会的養護自立支援拠点事業実施要綱（国）

中野区社会的養護自立支援拠点事業実施要綱

1-1-6 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせ、効果的に実施するため、子ども・若者支援地域協議会を設置している。

協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造となっており、すべての構成員に子ども・若者育成支援推進法により守秘義務が課せられている。

事業開始 令和5年9月

根拠法規 子ども・若者育成支援推進法

中野区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

2-1 養育支援調整

2-1-1 養育支援サービス

○子どもショートステイ

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している保護者が、入院や出張、親族の看護等により子どもの養育が一時的に困難な場合、区が委託した施設等で宿泊を伴って預かる。

1 利用要件

- (1) 子どもを家庭で養育していること。
- (2) 保護者の入院や出産、仕事の都合による出張、親族の介護や看護、疾病（お子さんの感染症の可能性がない場合）、休息などのやむを得ない理由により、子どもの養育が一時的に困難であることや、保護者の子育てにかかる負担軽減（休息）が必要であること。

2 利用申請

事前に電子申請等により利用者登録をしたうえで、施設に直接申し込みを行い、面談後、原則として利用開始日の3日前までに電子申請等により申請を行う。

3 利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金（円）
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	500
その他の世帯	1,500

※子どもショートステイ利用中の施設と所属園・学校等の間の送迎料金 片道 500 円

4 利用日数

- ア 要支援世帯を除く利用者 1回の利用で7日以内 同一年度内 24 日まで
イ 要支援世帯 1回の利用で 14 日以内 同一年度内 62 日まで

5 実施施設等

(1) 乳児院

- ① 対象者 区内在住の生後 43 日から 3 歳未満の子ども（感染症その他の疾病により受け入れが困難な場合や特別な対応が必要と認められる場合を除く。）
- ② 利用定員 1 日 2 人

(2) 母子生活支援施設、中野区子育て短期支援事業独立型実施施設（以下、「独立型実施施設」という。）

- ① 対象者 区内在住 2 歳以上で 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子ども（感染症その他の疾病により受け入れが困難な場合や特別な対応が必要と認められる場合を除く。）
- ② 利用定員 1 日 4 人

(3) 協力家庭

- ① 対象者 区内在住 3 歳以上で 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子ども（感染症その他の疾病により受け入れが困難な場合や特別な対応が必要と認められる場合を除く。）
- ② 利用定員 子どもショートステイ協力家庭 1 家庭につき 1 日 1 人

利用実績

年 度	実績内容	乳児院	母子生活 支援施設	独立型 実施施設 (令和7年10月～)	協力家庭	合 計
令和5年度	延利用日数(日)※	320	395	—	14	729
	延利用人員(人)	107	127	—	3	237
	実利用人員(人)	31	39	—	1	71
令和6年度	延利用日数(日)※	391	506	—	7	904
	延利用人員(人)	127	138	—	2	267
	実利用人員(人)	34	33	—	2	69
令和7年度	延利用日数(日)※	385	561	157	28	1,131
	延利用人員(人)	143	182	64	8	397
	実利用人員(人)	44	54	24	2	124

※延利用日数の算定方法は、令和6年度までは24時間を1日として算定し、令和7年度から暦日単位(1日単位)に変更している。

旧算定方法による延利用日数(日)は以下のとおり

年 度	乳児院	母子生活支援施設	協力家庭
令和5年度	296	289	11
令和6年度	354	394	5

事業開始 平成12年6月

根拠法規 児童福祉法

子育て短期支援事業実施要綱

中野区子育て短期支援事業実施要綱

〇トワイライトステイ

保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する者がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育する。

1 利用要件

- (1) 子どもを家庭で養育している者であること。
- (2) 保護者が就労、親族の介護、冠婚葬祭等やむを得ない事由により、子どもの養育が一時的に困難であること。

2 利用申請

事前に電子申請等により利用者登録をしたうえで、施設に直接申し込みを行い、面談後、原則として利用開始日の3日前までに電子申請等により申請を行う。

3 利用料金

子ども1人当たり2,000円(ひとり親世帯は半額)

施設職員が保育園や学童クラブ等へお迎えをする場合、子ども1人当たり1回500円

4 利用時間

午後5時～午後10時 祝・休日、年末年始を除く月～土曜日

5 利用日数

月5日まで

6 実施施設

母子生活支援施設、中野区子育て短期支援事業独立型実施施設（以下、「独立型実施施設」という。）

7 対象者

区内在住2歳以上で12歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども（感染症その他の疾病により受け入れが困難な場合や特別な対応が必要と認められる場合を除く。）

8 利用定員

1日2人

利用実績

年 度	実績内容	母子生活 支援施設	独立型 実施施設 (令和7年10月～)	合 計
令和5年度	延利用日数（日）	81	—	81
	延利用人員（人）	81	—	81
	実利用人員（人）	12	—	12
令和6年度	延利用日数（日）	112	—	112
	延利用人員（人）	112	—	112
	実利用人員（人）	12	—	12
令和7年度	延利用日数（日）	106	6	112
	延利用人員（人）	106	6	112
	実利用人員（人）	16	6	22

事業開始 平成23年4月

根拠法規 児童福祉法

子育て短期支援事業実施要綱（国）

中野区子育て短期支援事業実施要綱

○養育支援ヘルパー派遣

家族等の援助が受けられず、養育についての支援を必要とする者に対し、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣し、児童の適切な養育の実施を図る。

1 実施方法

民間事業者への委託

2 対象者

区内在住で次のいずれかに該当する者

- （1）若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、又は望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする者
- （2）出産後1年未満の養育者で、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育て

に対し強い不安や孤立感等を抱え、特に支援が必要と認められる者

(3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる者

(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる者

(5) 現に児童の委託を受けている里親であって、特に支援が必要と認められる者

3 利用可能日

祝・休日、年末年始を除く月～金曜日の午前7時～午後7時

4 利用料金（1時間当たり）

区 分	利用料金（円）
生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯、2（5）に掲げる者	0
市町村民税課税世帯	250 (30分毎に125)

利用実績

年 度	延利用世帯数 (世帯)	延利用回数 (回)	延利用時間 (時間)
令和5年度	83	446	508
令和6年度	119	692	835.5
令和7年度	79	405	550

事業開始 平成22年7月

根拠法規 児童福祉法

子育て世帯訪問支援事業実施要綱

中野区養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱

○子ども配食事業

児童の養育に課題を抱える家庭に対して、食事を配達する事業

1 実施方法

民間事業者との協定による協働事業として実施

2 対象者

区内在住で次のいずれかに該当する者

(1) 育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(2) 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(3) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる家庭

3 配食可能日時

民間事業者により、土・日・祝日も配達可能。配達時間帯については、事業者により異なる。

4 利用者負担金

利用者区分	1食あたりの利用者負担金（円）
18歳以上	300
18歳未満	100

利用実績

年 度	利用実世帯数（世帯）	配食延実績（食）			
令和5年度	13	大人	431	子ども	988
令和6年度	16	大人	832	子ども	1,075
令和7年度	14	大人	467	子ども	903

事業開始 令和2年8月

根拠法規 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（国）
中野区子ども配食事業実施要綱

2-1-2 入院助産

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設（病院、助産所）に入所させる制度。

1 対象者

- （1）生活保護法による被保護世帯等
- （2）当該年度分の市町村民税（特別区税を含む。以下同じ。）が非課税の世帯
- （3）当該年度分の市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯
※健康保険法等の出産育児一時金が、488,000円以上支給される場合を除く。次号において同じ。
- （4）その他、「中野区助産施設における助産の実施及び費用徴収事務取扱要綱」の実施の要件の基準に基づき、出産時において出産費に困窮すると中野区長が認める世帯

2 本人負担額

その世帯の所得区分に応じて徴収額が定められている。（最高9,000円＋出産一時金の25％）

助産施設入所人員

令和5年度 5人					
施設名	所在地	人数（人）	施設名	所在地	人数（人）
都立大塚病院	豊島区	1	聖母病院	新宿区	2
都立広尾病院	渋谷区	1	日本赤十字医療センター	渋谷区	1

令和6年度 4人					
施設名	所在地	人数 (人)	施設名	所在地	人数 (人)
都立大塚病院	豊島区	2	聖母病院	新宿区	1
都立広尾病院	渋谷区	1			

令和7年度 8人					
施設名	所在地	人数 (人)	施設名	所在地	人数 (人)
都立大塚病院	豊島区	2	聖母病院	新宿区	1
都立広尾病院	渋谷区	3	松ヶ丘助産院	中野区	1
松ヶ丘助産院 都立大塚病院	中野区 豊島区	1※	※入所後に転院のため		

事業開始 昭和 63 年 4 月

根拠法規 児童福祉法

中野区児童福祉法施行規則

中野区助産施設における助産の実施及び費用徴収事務取扱要綱

2-1-3 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議・進行管理を行う。

協議会は、代表者会議、要保護児童サポート会議、個別ケース検討会議の3層の構造となっており、すべての構成員に児童福祉法により守秘義務が課せられている。

事業開始 平成 17 年 6 月

根拠法規 児童福祉法

中野区要保護児童対策地域協議会設置要綱